

## 高島平遊びの大学プロジェクト業務運営委託募集要項

### 1 業務名

高島平遊びの大学プロジェクト業務運営委託

### 2 プロポーザル方式実施の趣旨

区が高島平遊びの大学プロジェクト業務運営委託を実施するにあたり、価格だけでなく、最適な業務実行の観点などから、複数の事業者による多様な提案を求め、総合的な見地から公正かつ公平な方法で、本業務の最適な事業者を選定する。

### 3 契約委託期間

契約締結日（令和8年5月下旬から6月下旬頃）から令和11年3月31日まで

※ただし契約は単年度ごとに締結し、当該年度の予算が議決され、かつ前年度の履行状況が良好であると認められる場合は、翌年度も同一事業者と契約することができる。

### 4 契約上限金額

21,000,000円（税込）とする。※3年間

令和8年度：7,000,000円(税込)
令和9年度：7,000,000円(税込)
令和10年度：7,000,000円(税込)

※提案金額は、いずれの年度も契約上限額の範囲内であること。

### 5 委託内容

別紙委託仕様書（案）のとおり

### 6 区が求める提案内容

- (1) 今後の広がりを見据え、地域密着型で地域の多様な人材を活用していること
- (2) 高島平で既に実施されている諸活動との連携を視野に入れた提案であること
- (3) 本事業を通じて参加者が遊びのサポーターとしての知識・経験を積み、まちで活躍できる人材として成長できる創意工夫のあるプログラムであること
- (4) 参加者の安全管理・事故対策がなされていること
- (5) 板橋区における遊びのリーディングプロジェクトとして、区内全域に広げるようなモデル事業とすること

### 7 参加者等の構成

本事業に参加を希望する事業者（以下、「参加者等」という。）の構成は、①～②とします。

① 単独団体

② 代表団体と代表団体から業務の一部を受託する構成団体からなる応募グループ（以下、「応募グループ」という。）

<留意事項>

- ・②の場合、区は代表団体と契約を締結します。
- ・②の場合、構成団体が履行する部分については代表団体から構成団体に再委託します。
- ・代表団体は本事業実施に際して全体の統括を行うものとしします。
- ・提案採用者決定日以降は、代表団体及び構成団体の変更は原則認めません。ただし、構成団体の一部が廃業する等、やむを得ない事象が生じた場合で、区と協議のうえ区が認めた場合に限り、代表団体を除く構成団体については変更することができるものとしします。

## 8 参加資格要件

本業務に応募することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たす法人または法人以外の団体若しくはそれら複数の者による応募グループとします。

### (1) 参加者等の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- ② 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成 17 年 3 月 31 日区長決定）による指名停止を受けていないこと。
- ③ 参加者等又はその役員等が以下の項目に該当しないこと。
  - ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。
  - イ 暴力団員等を雇用している。
  - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
- ④ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- ⑤ 提案金額が契約上限額の範囲内であること。また、内訳金額についても上限額の範囲内であること。

### (2) 応募グループに関する参加資格要件

- ① 応募グループの代表団体及び構成団体のいずれも、他の参加者等の代表団体または構成団体として参加していないこと。
- ② 応募グループの構成団体それぞれが前記（1）の参加資格要件を満たしていること

### (3) 参加者等が契約締結までの間に前記（1）及び（2）に規定する参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失うこととし、提案採用者となっていた場合は、提案採用を取り消します。

## 9 提出書類およびその様式について

前項の参加資格要件を満たし、本プロポーザル方式に参加を希望する場合は、次に示す事項を記載した書類を提出する。指定が無い様式は任意とするが、（1）については、本募集要項に添付の様式を使用する。

提出部数は、下記（1）～（3）のとおりとし、単独団体の場合は（2）は不要とする。

- (1) 参加申込書（様式 1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- (2) 応募グループ構成表及び役割分担表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- (3) 提案書（様式 2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 正本 1 部、  
副本 5 部

提案書には、下記の項目について記載すること。

- ① 会社概要（パンフレットでも可）
- ② 提案説明書（A4判両面印刷5枚以内またはA3判片面印刷5枚以内）
  - ア 学びプログラム実施業務内容
  - イ 実践プログラム実施業務内容
  - ウ 参加者が遊びのサポーターとして地域で活躍するための提案内容
  - エ 業務スケジュール
  - オ 本業務に係る受託体制（組織体制及び各担当者とその役割）

※ 副本は氏名を空白とすること

③ 業務実績

本委託業務に関連する実績を具体的に記載すること。国や自治体からの委託業務については、業務受託件名・発注自治体・業務期間を記載すること。

④ 見積金額及び積算内訳書

※ 令和8、9及び10年度の各年度別とする。

※ 見積金額については税込み金額、税抜き金額、消費税額を記載する。

⑤ 納税証明書（法人住民税、直近1年分）

未納税額がないことを証明する書類でも可とする。※法人以外の団体の場合は不要とする。

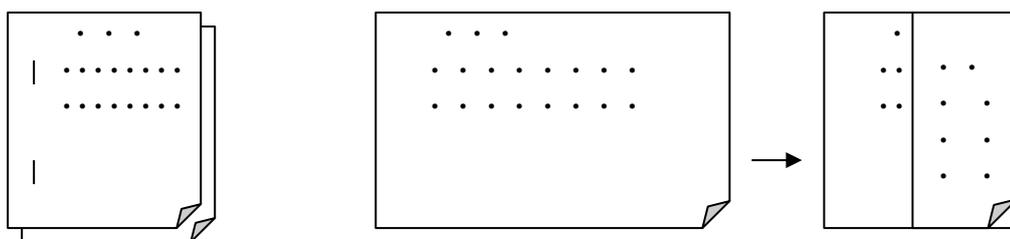
(5) 提案説明書の作成仕様

- ・ 原則、A4判両面印刷とし、5枚以内で作成する。（A3判を使用する場合は片面印刷）
- ・ ページ番号を記載する。
- ・ 体裁は、横書きとし、文字サイズは11ポイント以上（注意書き、図中の表現などを除く）とする。
- ・ 左2箇所をホチキス等で綴じる。

<参考 提案書提出様式>

A4版

A3版



- (4) 審査結果通知送付用封筒・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1枚  
長3封筒に宛名・結果通知先の住所を記載し、110円の切手を貼付したものであること。

※ 参加者名の記入については、提案書の正本1部のみとし、副本5部については、参加者名および参加者が特定できるような表現は一切不可とする。

※ 正本の表紙および正本の見積書には、代表者印を押印すること。

※ 正本は、高島平まちづくり推進課で保管し、副本を選定で使用する。

※ 提出書類に不備がある場合は、プロポーザルに参加できない場合があるので注意すること。

10 プロポーザルへの参加表明について

本件に関する参加の申込は、参加申込書（様式1）の提出をもって参加とする。

## 11 参加申込書・提案書の提出について

- (1) 提出場所・問合せ  
板橋区板橋二丁目66番1号 板橋区役所 北館5階 ⑫窓口  
板橋区まちづくり推進室高島平まちづくり推進課  
担当：小宮山・井上・石野 電話：03-3579-2183
- (2) 提出方法  
書面により、上記提出場所へ持参すること。（郵送は不可）  
※ 開庁時間外及び閉庁日の提出はできません。
- (3) 提出期限  
令和8年3月30日（月）午後3時まで
- (4) その他
  - ① 提出期限後の提案書の再提出、追加提出及び記載事項の変更は、認められない。  
ただし、提案書の副本に参加者名および参加者が特定できるような表現があり、区が当該箇所に限り黒塗り（マスキング）を求める場合を除く。
  - ② 提出された提案書は返却しない。また東京都板橋区情報公開条例に基づき、原則として全ての関係書類等が公開請求の対象となる。ただし、公開することにより事業活動に支障をきたす恐れのある情報が関係書類等にある場合は、事前に高島平まちづくり推進課に申告し、協議の上、同条例の規定に反しない範囲で、非公開とする部分を定めるものとする。
  - ④ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式4）を提出すること。

## 12 審査の方法

審査は、次に示す1次審査と2次審査をもって行う。

- (1) 1次審査（書類審査）  
参加資格要件を満たしているか審査する。ただし、参加者が5者を超えた場合、審査項目及び審査基準を評価し、1次審査で5者以内に絞り込むものとする。  
審査結果については、審査を行った全ての参加者に結果のみを郵送で通知する。
- (2) 2次審査（プレゼンテーション）  
1次審査を通過した参加者がプレゼンテーション（発表：15分、質疑応答15分）を行い、提案採用者を決定する。ただし、評価点が満点の2分の1を超えないときは提案採用者とししないものとする。  
プレゼンテーションについては、提案書に基づいて行うものとし、手法については自由とするが、資料の追加提出や配布は認めない。  
なお、審査結果については、1次審査と同様、審査を行った全ての事業者に郵送で結果を通知する。そのため、プレゼンテーション当日に2次審査結果通知送付用封筒1枚（長3封筒に宛名・結果通知先の住所を記載し、110円切手を貼付したもの）を持参するものとする。

## 13 審査項目及び審査基準

- (1) 1次審査  
別表1のとおり
- (2) 2次審査  
別表2のとおり

#### 14 無効となる提案書

下記のいずれかに該当する提出書類は、原則として提案書全体を無効とし、審査の対象としない。

- (1) 各提出すべき様式に記載漏れがある等、提出書類に不備がある場合。
- (2) 提出書類において、日本語以外の文字、円以外の通貨で記されているもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 見積金額が契約上限額を超えているもの。
- (5) その他、本募集要項において規定した条件を満たしていないもの。

#### 15 提案採用者の決定について

- (1) 提案採用者の評価は、実施要領の「審査項目及び審査基準」に基づき選定委員会が行う。
- (2) 選定委員会の評価結果報告を受け、提案採用者を決定し、採用した旨および評価表得点等を添付し、書面により通知する。
- (3) 参加者のうち提案書を採用しなかった者に対して、選定しなかった旨および評価表得点等を添付し、書面により通知する。
- (4) 契約締結前に提案採用者の提出書類または提案内容に虚偽等があることが判明した場合、次点の参加者を繰り上げて提案採用者に決定する。ただし、評価点が満点の2分の1を超えないときは提案採用者とししないものとする。

#### 16 説明会について

本プロポーザル実施についての説明会は行わない。

#### 17 提出書類作成にあたっての質問および回答

提出書類作成にあたって質問がある場合は、質問書（様式3）に要旨を簡潔にまとめ、下記の受付期間内に担当部署へ電子メールで問合せること。電話による口頭質問は受け付けない。

質問に対する回答は、下記受付期間内に受け付けた質問に対してのみ、下記の回答期間に回答する。原則担当部署窓口にて配布資料を受領した本プロポーザルへの参加予定者全員に対して電子メール、ホームページで随時回答する。

- (1) 受付期間：令和8年3月2日（月）から3月12日（木）午後3時まで
- (2) 回答期間：令和8年3月19日（木）
- (3) 担当部署：板橋区まちづくり推進室高島平まちづくり推進課
  - ① 宛 先：takamachi@city.itabashi.tokyo.jp
  - ② 件 名：高島平遊びの大学プロジェクト業務運営委託に関する質問書
  - ③ ファイル名：「令和8年〇月〇日\_事業者名」

#### 18 募集から受託者決定までのスケジュール（予定）

内 容	期間等
公募期間	令和8年3月2日（月）から 令和8年3月30日（月）午後3時まで
募集に関する質問受付	令和8年3月2日（月）から 令和8年3月12日（木）午後3時まで

募集に関する質問の回答	令和8年3月19日（木）回答予定
申込受付期間（参加申込書及び企画提案書提出期限）	令和8年3月2日（月）から 令和8年3月30日（月）午後3時まで
1次審査（書類審査）	令和8年3月31日（火）～予定
1次審査結果通知	令和8年4月8日（水）予定
2次審査（プレゼンテーション）	令和8年4月21日（火）
2次審査結果通知・公表	令和8年4月22日（水）予定
契約締結	令和8年6月上旬頃 予定

## 19 予算措置について

本プロポーザル方式は、各年度予算の成立（板橋区議会で3月下旬議決予定）を前提として行うものであり、予算が成立しなかった場合は、契約締結を行わない場合がある。

## 20 その他

- (1) 当該プロポーザルにかかわる一切の費用は、当該プロポーザルの参加者が負担する。
- (2) 本件に関する所有権・著作権等の一切の権利は、区に帰属するものとする。
- (3) 提案書は1団体または1応募グループごとにつき、1件とする。
- (4) 審査期間中であっても、参加資格要件を失効した場合や参加資格要件を満たしていないことが判明した場合は、失格となる。
- (5) メールの通信事故等について、区は一切の責任を負わないものとする。

## 1 次審査表（参加資格要件）

社
---

【「○」は満たしている。「×」は満たしていない。】

※ 1つでも「×」がある場合は、2次審査へは進めない。

	東京都板橋区競争入札参加資格（東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる物品買入れ等競争入札参加資格取得者）を有している。
	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない。
	東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）による指名停止を受けていない。
	参加者又はその役員等が以下の項目に該当しない。 ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。 イ 暴力団員等を雇用している。 ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
	提出された書類の記載事項に虚偽がない。
	提案金額が契約上限額の範囲内である。 （又、内訳金額についても上限金額の範囲内である。）

## 1次審査表（審査項目及び審査基準）

社

項番	審査項目	審査基準	得点
1	事業実施の方向性及び全体計画	業務への理解度があり、コンセプトを踏まえた提案になっているか	5点
		本事業を通じて参加者が遊びのサポーターとしての知識・経験を積み、まちで活躍できる人材として成長できる創意工夫のあるプログラムであるか【重点項目①】	10点
	学びプログラムの実施方針	参加者が遊びの知識・スキルを身につけられる内容であるか	5点
		参加者が子どもに関われる環境づくりが検討されているか【重点項目②】	10点
2	提案金額	提案金額が妥当かつ安価であるか。（下表参照）	5点
3	事業の実施体制	今後の広がりを見据え、地域密着型で地域の多様な人材を活用できるか【重点項目③】	5点
4	業務実績	東京都や自治体において子どもの遊びに関する業務実績があるか。また、学び・実践プログラムそれぞれに通じる内容であるか。	5点
5	区内事業者の活用	代表団体または構成団体が区内事業者として継続的な活動実績があるか。または、区内事業者の活用について具体的な提案として含まれているか。	5点
<b>評価点</b>			<b>点</b>

※重要項目順位は、①>②>③とする。

(満点50点)

※評価点が同点の場合、重要項目順位が高い項目の得点が高い順に決定する。

※審査基準に配点が明記されていないものは、下記の配点目安による。

【配点目安】	
5点	大変優れている
4点	優れている
3点	普通
2点	やや劣る
1点	劣る
<b>重点項目①・②は、配点を2倍とする。</b>	

契約上限額との差	配点
20%以上	5点
15%以上 20%未満	4点
10%以上 15%未満	3点
5%以上 10%未満	2点
5%未満	1点
金額に妥当性 なし	0点

## 2次審査表

社

項番	審査項目	審査基準	配点
1	事業実施の方向性及び全体計画	業務への理解度があり、コンセプトを踏まえた提案になっているか	5 点
		地域の多様な人材・資源を活かした提案となっているか	5 点
		業務の履行に必要となる現実的なスケジュールが示されているか	5 点
		本事業を通じて参加者が遊びのサポーターとしての知識・経験を積み、まちで活躍できる人材として成長できる創意工夫のあるプログラムであるか【重点項目①】	10 点
	学びプログラムの実施方針	参加者が遊びの知識・スキルを身につけられる内容であるか	5 点
		講師は遊びに関する知識や経験が豊富であるか	5 点
	実践プログラムの実施方針	安全に実施できる体制が整っているか	5 点
		講師は遊びに関する知識や経験が豊富であるか	5 点
		参加者がプログラムの中で自身の得意分野を見つけられるような多様な遊びの受け皿を用意できるか	5 点
		参加者が子どもに関われる環境づくりが検討されているか【重点項目②】	10 点
2	提案金額	提案金額が妥当かつ安価であるか。(下表参照)	5 点
3	事業の実施体制	今後の広がりを見据え、地域密着型で地域の多様な人材を活用できるか【重点項目③】	10 点
		区との連携を密にとれる体制となっているか	5 点
4	業務実績	東京都や自治体において子どもの遊びに関する業務実績があるか。また、実績は学び・実践プログラムそれぞれに通じる内容であるか。	5 点
5	区内事業者の活用	代表団体または構成団体が区内事業者として継続的な活動実態があるか。または、区内事業者の活用について具体的な提案として含まれているか。	5 点

&lt;裏面につづく&gt;

項番	審査項目	審査基準	得点
7	プレゼンテーション	提案内容が簡潔でわかりやすいか。	5 点
		質疑応答が明確で、業務に対する知識が十分にあり、取り組み姿勢が強く感じられるか。	5 点
評価点			点

※重要項目順位は、①>②>③とする。

(満点100点)

※評価点が同点の場合、重要項目順位が高い項目の得点が高い順に決定する。

※審査基準に配点が明記されていないものは、下記の配点目安による。

【配点目安】		契約上限額との差	配点
5点	大変優れている	20%以上	5点
4点	優れている	15%以上 20%未満	4点
3点	普通	10%以上 15%未満	3点
2点	やや劣る	5%以上 10%未満	2点
1点	劣る	5%未満	1点
重点項目は得点を2倍とする。		金額に妥当性 なし	0点